

## 特別委員会の継続について

規約第29条第2項に基づき、7月27日の理事会・正副会長会議合同会議において、以下の特別委員会を継続することとされました。

危機管理・防災特別委員会

地方分権推進特別委員会

原子力発電対策特別委員会

※特別委員会は、正副会長会議が必要と認めた場合は、継続して設置することができる（規約第29条第2項）